

第5章 北陸農業の持続的発展

1. 新たな経営所得安定対策

(1) 制度の概要

我が国の農業を安定的に発展させ、食料を安定的に供給していくためには、効率的かつ安定的な農業経営が農業生産の相当部分を担う農業構造を構築することが重要です。

こうした観点から、経営所得安定対策の見直しを行い、平成26（2014）年度は、米の直接支払交付金については、26（2014）年産米から単価を7,500円／10aに削減した上で、29（2017）年産までの時限措置として実施し、米価変動補填交付金については、廃止することとしました。

また、26（2014）年6月には「農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律」が改正され、畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）と米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）の対象農業者について、27（2015）年産から認定農業者、集落営農に認定新規就農者を加え、いずれも規模要件を課さないこととし、担い手が幅広く参加できるようにしました。

(2) 加入申請件数

北陸地域の加入申請件数は9.9万件で前年度と比べて減少

平成27（2015）年度の北陸地域における経営所得安定対策等の加入申請件数は9万9,459件となり、前年度の支払対象件数と比べ6,656件減少しました。

経営形態別にみると、個人9万6,640件、法人1,774件、集落営農1,045件となり、個人と集落営農が減少する一方で、法人は増加していることから、緩やかに構造改革が進んでいると考えています。

交付金別にみると、畑作物の直接支払交付金4,114件、米・畑作物の収入減少影響緩和対策1万7,284件、水田活用の直接支払交付金5万3,234件、米の直接支払交付金9万6,445件となりました（表5－1）。

表5－1 平成27年度経営所得安定対策等の加入申請件数（経営形態別・交付金別）

（単位：件）

県 名	申請件数	経営形態別				交付金別			
		個 人	法 人	集落営農	構成農家数	畑作物の 直接支払 交付金	米・畑作物の 収入減少影 響緩和対策	水田活用の 直接支払 交付金	米の直接 支払交付金
新潟県	48,000	46,976	772	252	4,193	1,866	12,794	28,861	46,807
富山県	19,531	18,725	481	325	7,471	904	1,520	9,598	18,669
石川県	15,141	14,745	251	145	2,205	484	1,782	5,125	14,721
福井県	16,787	16,194	270	323	7,739	860	1,188	9,650	16,248
北陸計	99,459	96,640	1,774	1,045	22,608	4,114	17,284	53,234	96,445
(26年度)	(106,115)	(103,373)	(1,677)	(1,065)	(23,469)	(5,948)	(12,335)	(50,531)	(103,446)
全国計	977,998	960,219	10,582	7,197	206,060	46,213	112,089	522,286	841,243
(26年度)	(1,005,541)	(988,678)	(9,752)	(7,111)	(214,669)	(69,099)	(69,741)	(496,286)	(877,996)

資料：農林水産省「平成27年度の経営所得安定対策等の加入申請状況について」（平成27年10月2日公表）

注：26年度は、27（2015）年4月末時点の支払対象者数である。

(3) 米の直接支払交付金申請者の作付計画面積

平成27（2015）年度の米の直接支払交付金申請者の作付計画面積は、生産数量目標の減等により、北陸地域で16万4,226haとなり、前年度の支払面積と比べ5,652ha減少しました（表5－2）。

表5－2 平成27年度米の直接支払交付金申請者の作付計画面積

（単位：ha）

県名	新潟県	富山県	石川県	福井県	北陸計 (26年度)	全国計 (26年度)
作付計画面積	87,608	33,671	23,051	22,896	164,226 (169,878)	1,050,852 (1,089,278)

資料：農林水産省「平成27年度の経営所得安定対策等の加入申請状況について」

（平成27年10月2日公表）

注：26年度は、27(2015)年4月末時点の支払面積である。

(4) 畑作物の直接支払交付金申請者の作付計画面積

対象作物のうち六条大麦と大豆の作付が増加し、小麦、そば、なたねの作付が減少

平成27（2015）年度の畑作物の直接支払交付金申請者の作付計画面積（水田と畑）は、北陸地域で2万7,325haとなり、前年度の支払面積と比べ1,381ha増加しました。

作物別では、六条大麦と大豆の作付が増加し、小麦、そば、なたねの作付が減少しました（表5－3）。

表5－3 平成27年度畑作物の直接支払交付金申請者の作付計画面積

（単位：ha）

県名	4麦計	小麦	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	そば	なたね	てん菜	でん粉 原料用 ばれいしょ	合計
新潟県	235	22	—	213	—	4,846	1,187	11	—	—	6,279
富山県	3,181	32	—	3,148	—	4,376	475	26	—	—	8,058
石川県	1,260	76	—	1,184	—	1,373	227	6	—	—	2,865
福井県	5,188	28	—	5,159	—	1,504	3,428	2	—	—	10,122
北陸計 (26年度)	9,864 (8,802)	159 (229)	— (—)	9,705 (8,573)	— (—)	12,100 (11,645)	5,317 (5,444)	45 (53)	— (—)	— (—)	27,325 (25,944)
全国計 (26年度)	243,866 (240,705)	206,271 (203,956)	15,537 (16,693)	17,078 (15,072)	4,980 (4,983)	124,258 (112,237)	50,437 (52,472)	1,321 (1,222)	59,105 (57,431)	15,428 (19,687)	494,415 (483,753)

資料：農林水産省「平成27年度の経営所得安定対策等の加入申請状況について」（平成27年10月2日公表）

注：26年度は、27(2015)年4月末時点の支払面積である。

(5) 収入減少影響緩和対策申請者の積立申出面積

北陸地域の積立申出面積は12.2万haで前年産と比べて増加

平成27（2015）年産の収入減少影響緩和対策申請者の積立申出面積は、26（2014）年産で大幅な米価の下落があり対策の必要性が高まったこと、また、27（2015）年度から規模要件が外され、認定農業者、集落営農及び認定新規就農者であれば加入できること等について、都道府県段階・市町村段階での説明会の開催やチラシの農家への配付等により加入推進を行ったことから、北陸地域で12万2,413haとなり、前年産の積立金を納付した者の面積と比べると1万6,153ha増加しました。

特に、米の面積の増加は、26（2014）年産において規模要件が残る収入減少影響緩和対策に加入できず、27（2015）年産からの収入減少影響緩和対策移行のための円滑化対策（26（2014）年産限り）に加入していた認定農業者や新たに認定農業者等になった農業者が、規模要件の緩和により加入したことによるものと考えています（表５－４）。

表５－４ 平成27年産収入減少影響緩和対策の積立申出面積

（単位：ha）

県 名	米	麦	大豆	てん菜	でん粉 原料用 ばれいしょ	合計
新潟県	55,848	218	4,461	—	—	60,527
富山県	19,427	3,195	4,473	—	—	27,095
石川県	13,119	1,335	1,260	—	—	15,714
福井県	12,337	5,301	1,439	—	—	19,077
北陸計	100,731	10,049	11,633	—	—	122,413
（26年産）	（86,452）	（9,246）	（10,563）	（－）	（－）	（106,260）
全国計	550,037	242,875	117,256	57,447	11,402	979,017
（26年産）	（443,319）	（227,702）	（100,152）	（55,192）	（11,840）	（838,206）

資料：農林水産省「平成27年度の経営所得安定対策等の加入申請状況について」（平成27年10月2日公表）

注：26年産は、加入申請を行った者のうち、積立金を納付した者の面積である。

（６）人・農地プランの定期的な見直しの推進

持続可能な力強い農業の実現に向けて

我が国の農業は、農業従事者の減少や高齢化の進行、新規就農者の確保・定着が十分でないなどの「人の問題」、農地の集積が進まない、あるいは耕作放棄地の増大などの「農地の問題」を抱えています。

このような中、持続可能な力強い農業の実現に向けて、集落・地域で危機感を共有しつつ、徹底的な話し合いにより地域農業のあり方について議論を進め、地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を、将来においても確保していくための展望を作っておくことが必要です。

このため、農林水産省では、平成24（2012）年度から、集落や地域における徹底した話し合いを通じて、今後の地域の中心となる経営体や将来の農地利用のあり方と農地中間管理機構の活用方針、中心となる経営体以外の農業者を含めた地域農業のあり方等を定めた「人・農地プラン」（以下「プラン」という。）の作成・見直し・実行を推進しています。

北陸地域におけるプランの作成状況は、28（2016）年3月末現在、79市町村（新潟県：28市町村、富山県：15市町村、石川県：19市町、福井県：17市町）2,480地域でプランが作成されています（表５－５）。

北陸農政局では、管内各県や市町村、関係機関と連携し、集落・地域の実状に応じたプランの定期的な見直しと、プラン未作成地域の解消に向けた取組を進めています。

なお、プラン作成地域では、地域農業の発展を目指し、農地中間管理事業による担い手

への農地の集積・集約化や、経営体育成支援事業を活用した農業機械等導入によるコスト削減など、プラン実現に向けた取組が行われています。

表 5－5 人・農地プランの作成状況

	作成予定 市町村数	作成済 市町村数	作成割合	作成済 地域数
全 国	1,591	1,565	98%	13,845
北 陸	79	79	100%	2,480
新潟県	28	28	100%	824
富山県	15	15	100%	236
石川県	19	19	100%	603
福井県	17	17	100%	817

資料：北陸農政局調べ（平成28(2016)年3月末現在）

【1村1プランで担い手ごとの集積予定区域を明確化した事例（富山県舟橋村）】

○地区の特徴

全国一小さな自治体（面積3.47km²、農地面積184ha、農家数86）で、県中央部に位置する平坦な水田地帯、大部分の水田が30a区画です。水稻栽培が主で、転作に大麦・大豆を栽培しています。

○担い手への農地集積の状況

当初：平成24(2012)年4.7ha(集積率25.7%)→現状：26(2014)年71.0ha(集積率39.2%)
→目標：35(2023)年99.6ha(集積率55%)

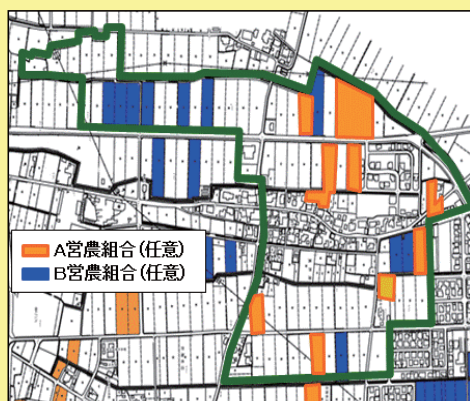
○人・農地プラン作成に当たっての特徴的な取組

農地利用の集積・集約化を計画的に進めるため、地域の世話役や担い手の農業者等による検討会を経て、地域の中心経営体となる担い手10経営体ごとに集積予定区域を設定した人・農地プランを、25(2013)年3月に作成しました。

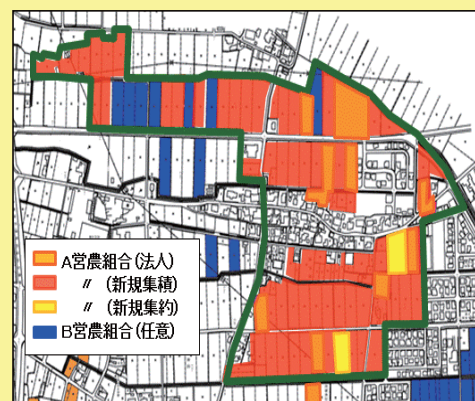
今後の中心経営体の農地集積のエリアが明確になったことから、中心経営体のうち転作組合であったT営農組合が26(2014)年12月に法人化し、農地中間管理機構を活用し農地の集積・集約化を図るなど、農業経営のコスト削減に取り組んでいます。

【農地中間管理機構活用イメージ（舟橋村東芦原地区）】

《機構活用前（平成26(2014)年）》



《機構活用後（平成27(2015)年）》



2. 水田フル活用と米政策の見直し

(1) 制度の概要

米政策改革については、きめ細かい需給・価格情報、販売進捗・在庫情報の提供等の環境整備を進め、需要に応じた生産を推進するとともに、平成30（2018）年産を目途に、行政による生産数量目標配分に頼らずとも、国が策定する需給見通し等を踏まえつつ生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行えるよう行政、生産者団体、現場が一体となって取り組むこととしています。

また、水田をフルに活用し、食料自給率・食料自給力の維持向上を図るため飼料用米、米粉用米、麦、大豆等の戦略作物については、水田活用の直接支払交付金による支援等を通じ、生産性の向上と生産拡大を推進しています。

(2) 水田活用の直接支払交付金申請者の作付計画面積

飼料用米等の生産が拡大

平成27（2015）年度の水田活用の直接支払交付金申請者の戦略作物の作付計画面積は、北陸地域で3万9,935haとなり、前年度の支払面積と比べ4,987ha増加しました。具体的には、加工用米のみが減少し、その他の作物については増加しました。特に飼料用米が大幅に増加しました（表5－6）。

表5－6 水田活用の直接支払交付金申請者の作付計画面積

表 5 - 6 水田活用の直接支払交付金申請者の作付計画面積										(単位: ha)		
県 名	麦	大豆	飼料作物	新規需要米			加工用米	合計	(参考) そば	(参考) なたね	(参考) 備蓄米	
				WCS用稲	米粉用米	飼料用米						
新潟県	230	4,826	407	5,596	338	1,844	3,414	6,335	17,393	1,045	11	6,130
富山県	3,356	4,687	425	1,107	345	128	634	1,091	10,665	496	28	3,048
石川県	960	1,065	49	693	85	70	537	750	3,517	226	1	1,368
福井県	5,391	1,543	50	841	114	8	719	535	8,359	3,573	2	1,014
北陸計	9,936	12,121	932	8,236	882	2,050	5,304	8,710	39,935	5,340	41	11,560
(26年度)	(9,476)	(11,493)	(902)	(3,810)	(746)	(1,245)	(1,818)	(9,266)	(34,948)	(5,276)	(47)	(10,651)
全国計	170,455	113,552	105,974	122,235	38,226	4,245	79,766	46,616	558,835	35,205	622	44,423
(26年度)	(167,451)	(105,690)	(101,736)	(67,926)	(30,669)	(3,372)	(33,885)	(48,051)	(490,855)	(34,735)	(497)	(43,876)

資料：農林水産省「平成27年度の経営所得安定対策等の加入申請状況について」（平成27年10月2日公表）

注：26年度は、27(2015)年4月末時点の支払面積である。

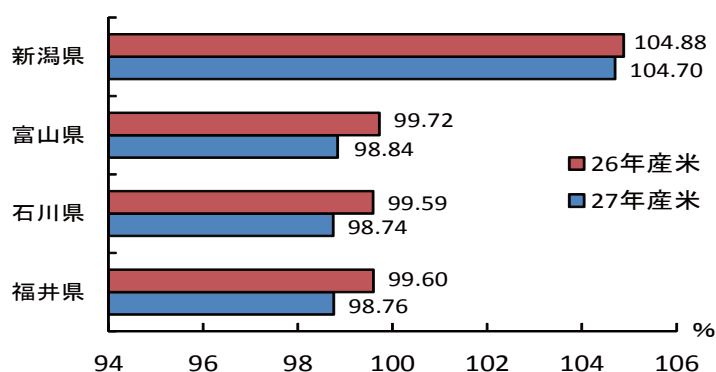
そば、なたね、備蓄米については、産地交付金の支援対象である。

(3) 米の需給調整の状況

平成27（2015）年産米の生産数量目標に対する管内各県の取組状況は、富山県、石川県及び福井県については引き続き生産数量目標の範囲内の主食用水稻作付となりました（図5－1）。

新潟県については、飼料用米の取組が26（2014）年産の876haに比べ、27（2015）年産は3,414haと2,538ha増加し、主食用米の過剰作付は4,600ha（対前年300ha減）となりました。

図5－1 生産数量目標に対する主食用水稻作付面積の割合



資料：北陸農政局調べ

また、27(2015)年産米から、仮にこれだけ生産すれば、生産の次年度の期末(6月末)在庫数量が過去の平均水準に近づくものとして、生産数量目標と併せて自主的取組参考値を都道府県別に設定し、管内各県においても市町村等に配分しましたが、自主的取組参考値を上回る作付となりました(表5-7)。

表5-7 米の需給調整の取組状況

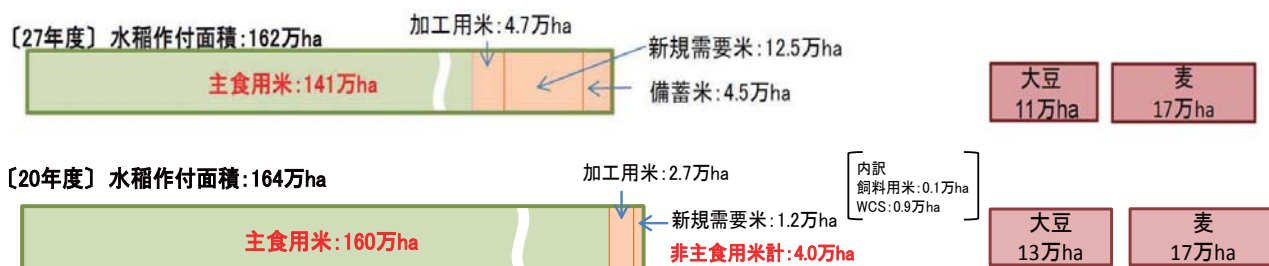
(単位:ha)

県名	27年産米					26年産米		
	生産数量 目標の面積換 算値 ①	自主的取組参 考値の面積換 算値 ②	主食用米作付 面積 ③	超過作付 面積 (対生産数量目標) ③-①	超過作付 面積 (対自主的取組参考 値) ③-②	生産数量 目標の面積換 算値 ④	主食用米作付 面積 ⑤	超過作付 面積 (対生産数量目標) ⑤-④
新潟県	97,800	94,990	102,400	4,600	7,410	100,400	105,300	4,900
富山県	34,600	34,020	34,200	△ 400	180	35,800	35,700	△ 100
石川県	23,900	23,440	23,600	△ 300	160	24,400	24,300	△ 100
福井県	24,200	23,790	23,900	△ 300	110	24,800	24,700	△ 100
北陸計	180,500	176,240	184,100	3,600	7,860	185,400	190,000	4,600

資料：農林水産省「平成27年産の都道府県別の生産数量目標、主食用米生産量等の状況(12月4日現在)」
(27年12月公表)

近年、米の供給が過剰基調で推移する中、食料自給率・食料自給力の向上を図るための水田活用の直接支払交付金(①戦略作物助成、②二毛作助成、③耕畜連携助成、④産地交付金)により新規需要米(飼料用米・WCS用稲(稲発酵粗飼料用稲)等)・加工用米等の非主食用米の生産が増えてきています(図5-2)。

図5-2 水田における土地利用の状況(全国)



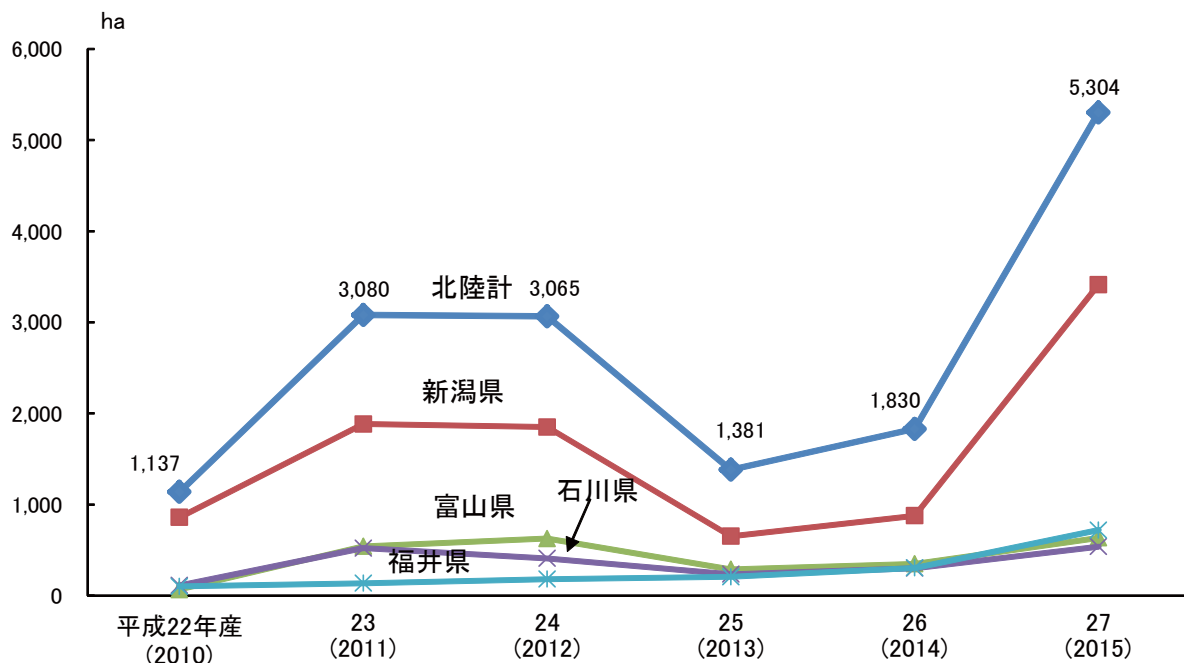
資料：農林水産省調べ

(4) 飼料用米推進の取組

平成27(2015)年産の飼料用米の取組の推進に向けては、米の需給緩和基調による26(2014)年産の米価下落等を受け、「全国生産出荷団体の直接買取スキームを可能とする『米穀の出荷販売事業者が遵守すべき事項を定める省令』の改正」、「多収品種の種子の確保」、「生産・利用拡大、供給体制整備のための施設・機械の導入支援」、「平成27年産米に限り新規需要米の取組計画書の提出期限の1カ月延長」等の対策が講じられ、北陸農政局では、管内の県、市町村、農業者団体等と飼料用米の生産拡大に向けた意見交換等を行うとともに、農業者等に対して対策の周知等推進を行いました。

この結果、新潟県をはじめ、各県において、主食用米から飼料用米への転換が大きく進み、北陸地域の27（2015）年産飼料用米作付面積は5,304haとなり、26（2014）年産に比べ190%増加しました（図5－3）。

図5－3 飼料用米の作付面積の推移



資料：農林水産省「新規需要米の取組計画認定状況」

農林水産省では、飼料用米等の生産コスト低減を図るため、25（2013）年度から「大豆・麦・飼料用米等生産拡大支援事業」により、多収品種や直播栽培等の導入実証を支援しています。また、日本再興戦略において、37(2025)年度までに「担い手の60kg当たりの生産コストを5割程度低減させる」との目標が設定されたことから、農林水産省内に「飼料用米生産コスト低減推進チーム」を設置し、現場で活用可能な飼料用米の生産コスト削減策の検討を行い、「飼料用米生産コスト低減マニュアル」として27(2015)年12月に公表しました。

北陸農政局では、国による支援策や先進的な取組事例等を広く周知するため、26(2014)年2月に設置した「北陸地域飼料用米生産利用推進会議」の取組の一環として、27(2015)年8月に富山県南砺市及び小矢部市の多収品種実証ほ等において、稲作農家や関係機関等が参加する現地研究会を開催するとともに、28（2016）年2月には「平成27年度飼料用米生産利用推進会議」を開催し、飼料用米の生産コスト低減や生産・利用拡大に向けた課題・方向性等について意見交換し、関係者間の情報共有等を図りました。

また、27（2015）年度においては、28（2016）年度に向けて拡大が見込まれる多収品種の種子を安定的に供給するため、一般社団法人日本草地畜産種子協会が取り扱う多収品種の種子需給状況を把握し、各県等に情報提供を行いました。



実証ほ場：富山県南砺市
品 種：やまだわら



実証ほ場：富山県南砺市
多収品種の低コスト栽培実証の様子

3. 意欲ある多様な農業者の育成・確保

(1) 認定農業者の動向

認定農業者の高齢化が急速に進行

認定農業者制度は、「農業経営基盤強化促進法」に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度で、この計画の認定を受けた農業者を「認定農業者」と言います。また、この認定農業者に対して重点的に支援措置を講じることとしています。

このため、認定農業者は、地域の中心的な経営体として今後の地域農業を支えていくことが期待されています。

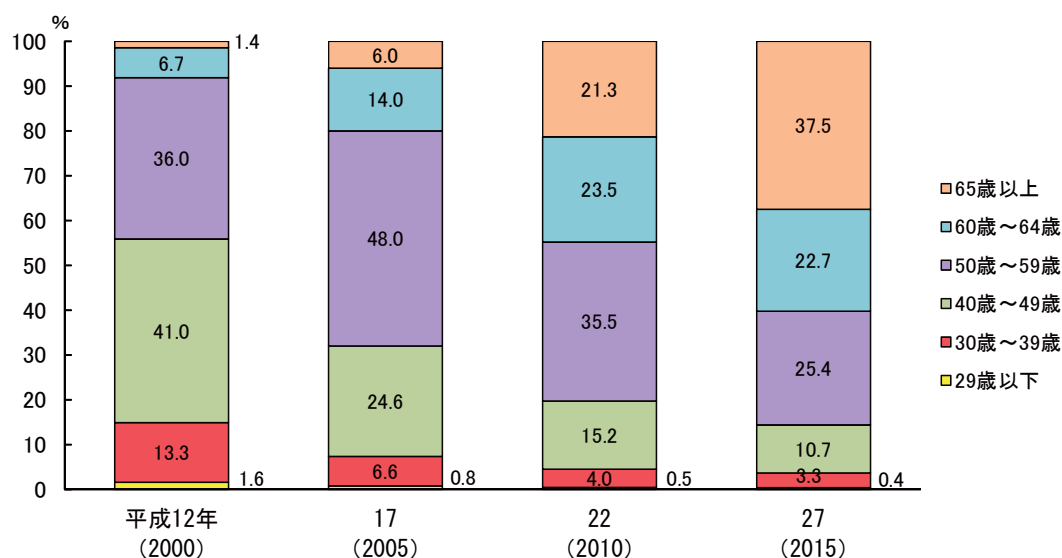
平成27（2015）年3月末現在、北陸地域における認定農業者数は、1万8,007経営体（全国23万8,443経営体）となっています。

認定された農業経営改善計画について、営農類型別に全体に占める割合をみると、北陸地域では、稲作単一経営61.5%（全国13.9%）、その他品目単一経営9.2%（全国39.1%）複合経営29.3%（全国47.0%）となっています。

また、認定農業者（法人、共同申請を除く。）の年齢階層別割合をみると、北陸地域では65歳以上37.5%（全国26.7%）、60歳～64歳22.7%（全国21.1%）となっており、60歳以上で全体の60.2%（全国47.8%）を占めています。さらに、この年齢階層別割合を過去と比較してみると、65歳以上については、5年前が21.3%（全国14.9%）、10年前が6.0%（全国5.8%）であり、近年急速に高齢化が進行していることがわかります（図5－4）。

なお、北陸農政局では、認定農業者が農業経営改善計画に沿って経営改善を着実に進めるため、24（2012）年から、認定農業者が自らの経営改善に必要な取組の実施状況や経営データを客観的に把握できる「新たな農業経営指標」の活用について、管内各県や市町村、関係機関と連携し推進しているところです。

図5－4 年齢階層別認定農業者の推移（北陸）



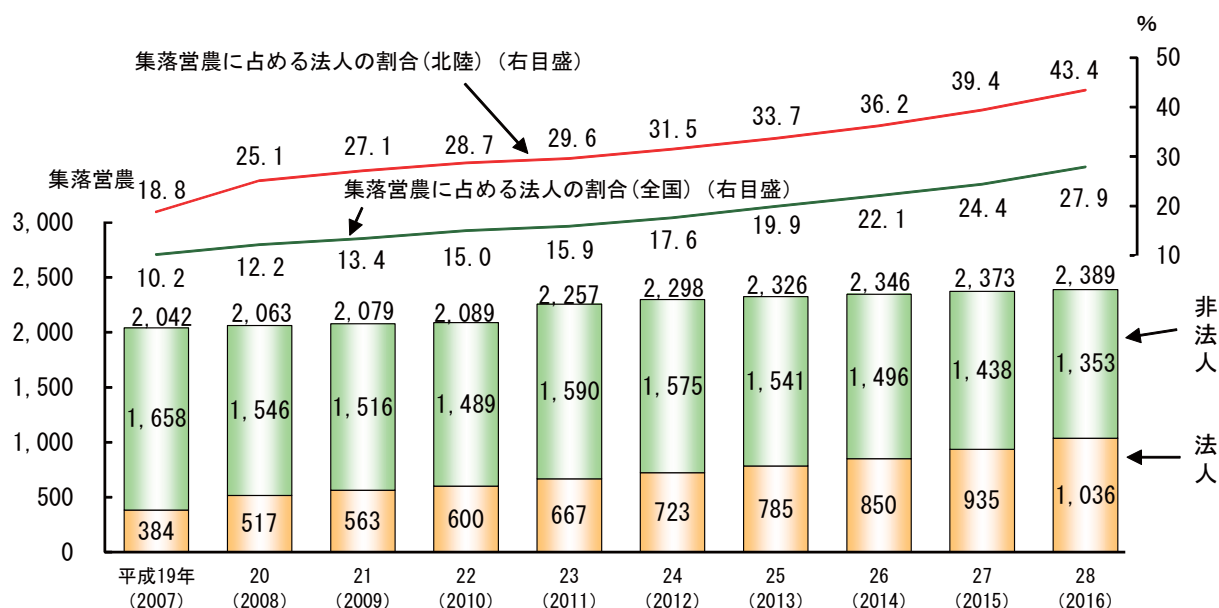
資料：農林水産省「農業経営改善計画の営農類型別認定状況」（各年3月末現在）

（２）集落営農の動向

北陸地域の集落営農数は2,389で、うち法人の割合は43.4%

北陸地域における平成28（2016）年2月1日現在の集落営農数は2,389で、前年に比べ16（0.7%）増加しました。このうち法人の集落営農数は1,036で、前年に比べ101（10.8%）増加し、集落営農数全体に占める割合は43.4%となり、全国に比べて高く推移しています。なお、法人の集落営農数は富山県が全国1位、新潟県が2位となっています（図5－5）。

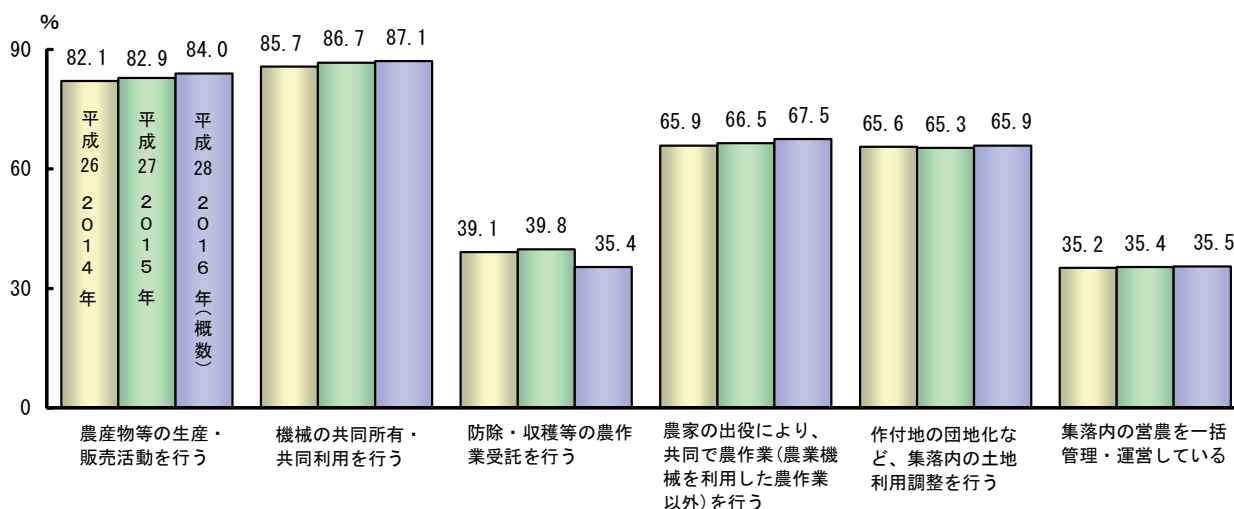
図5－5 集落営農数及び集落営農に占める法人の割合の推移



資料：農林水産省「集落営農実態調査」

集落営農における具体的な活動内容をみると、「機械の共同所有・共同利用を行う」集落営農の割合が87.1%と最も高く、次いで「農産物等の生産・販売を行う」84.0%、「農家の出役により、共同で農作業を行う」67.5%となっています（図5－6）。

図5－6 活動内容別集落営農数割合（複数回答）（北陸）



資料：農林水産省「集落営農実態調査」

(3) 農業経営の法人化の推移

農地所有適格法人数は6%増加

全国の農地所有適格法人数の推移をみると、平成19（2007）年は前年に比べ1,054法人、20（2008）年は1,053法人と大きく増加していましたが、26（2014）年は772法人、27（2015）年は773法人の増加（全国1万5,106法人）となりました。

北陸地域も全国と同様に、19（2007）年は193法人、20（2008）年は304法人と大きく増加しましたが、26（2014）年は85法人、27（2015）年は92法人の増加（北陸1,620法人）となりました。

19（2007）年から20（2008）年にかけての農地所有適格法人の増加要因は、19（2007）年産から導入された水田経営所得安定対策へ加入するため、法人化の取組が集中的に行われたことによるものと考えられます。

27（2015）年の北陸地域における農地所有適格法人を組織形態別にみると、農事組合法人57%（全国27%）、特例有限会社28%（全国43%）、株式会社（特例有限会社を除く。）14%（全国28%）となっており、全国と比べると農事組合法人が多く株式会社が少ないという傾向がみられます。

これは、水稻単作・安定兼業を背景に、共同による集落の農地の維持・管理を主目的とする組織が多く、法人の構成員全体の合意により運営する形態の農事組合法人を指向する傾向が強いためと考えられます（表5－8）。

表5－8 農地所有適格法人数の推移

区分	総 数						農事組合法人						株式会社(特例有限会社を除く)						株式会社(特例有限会社)					
	全 国	北 陸	新 潟 県	富 山 県	石 川 県	福 井 県	全 国	北 陸	新 潟 県	富 山 県	石 川 県	福 井 県	全 国	北 陸	新 潟 県	富 山 県	石 川 県	福 井 県	全 国	北 陸	新 潟 県	富 山 県	石 川 県	福 井 県
1965	1,294	11	7	3	1	-	568	9	5	3	1	-	-	-	-	-	-	-	712	2	2	-	-	-
1975	2,879	36	23	7	1	5	856	25	14	6	1	4	-	-	-	-	-	-	2,007	11	9	1	-	1
1985	3,168	61	39	11	8	3	1,324	36	19	10	6	1	-	-	-	-	-	-	1,825	24	20	1	2	1
1995	4,150	208	115	48	33	12	1,335	77	40	28	5	4	-	-	-	-	-	-	2,797	131	75	20	28	8
2005	7,904	545	258	123	104	60	1,782	182	66	56	27	33	120	10	5	1	2	2	5,961	352	186	66	75	25
2006	8,412	651	289	160	124	78	1,841	249	79	89	34	47	180	10	6	-	2	2	6,345	390	203	70	88	29
2007	9,466	844	372	202	148	122	2,198	354	112	119	44	79	385	22	10	3	5	4	6,818	462	249	79	99	35
2008	10,519	1,148	588	241	173	146	2,694	601	294	151	61	95	832	63	38	6	12	7	6,896	473	255	83	100	35
2009	11,064	1,216	617	263	177	159	2,855	654	314	169	66	105	1,200	84	51	10	13	10	6,878	466	251	83	98	34
2010	11,829	1,270	634	284	186	166	3,056	692	323	185	75	109	1,696	94	54	12	14	14	6,907	470	256	85	96	33
2011	12,052	1,298	648	292	189	169	3,154	715	331	198	77	109	2,135	111	62	12	19	18	6,572	457	254	80	92	31
2012	12,817	1,369	665	320	198	186	3,371	764	339	220	84	121	2,648	131	71	18	20	22	6,574	459	254	81	93	31
2013	13,561	1,443	691	343	206	203	3,616	809	347	238	91	133	3,169	162	90	24	23	25	6,531	455	253	80	90	32
2014	14,333	1,528	723	361	223	221	3,884	867	365	252	103	147	3,679	189	107	28	26	28	6,491	454	250	80	91	33
2015	15,106	1,620	754	395	237	234	4,111	927	380	278	114	155	4,245	224	127	36	30	31	6,427	447	246	79	89	33

資料：北陸農政局調べ

注：1)各年1月1日現在

2)農地所有適格法人とは、28(2016)年4月1日の改正農地法施行以前の農業生産法人のことであり、法改正により呼称が変更したものである。

3)「総数」欄は、持分会社を含むため、農事組合法人、株式会社の合計とは一致しない。

4) 特例有限会社とは、18(2006)年5月1日の会社法施行以前に有限会社であった会社であって、同法施行後もなお基本的には従前によるものとされる株式会社のことである。

（４）一般法人の農業参入

農地法等の改正以降、新たに108法人が農業に参入

平成21（2009）年12月15日に「農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）」（以下、「改正農地法」という。）が施行され、一般法人（農地法により農地の所有等が認められている農地保有適格法人以外の法人）が全国どこでも農地を借りて農業に参入できるようになりました。

この改正後から27（2015）年12月までの6年間で、新たに北陸地域で108（全国2,039）の一般法人が農業に参入しています。改正農地法施行以前の6年半の間（15（2003）年4月から21（2009）年12月）に参入した一般法人数は55法人（全国436法人）であることを踏まえると、改正農地法施行後の一般法人の農業参入は改正前の約2倍（全国約5倍）のペースで進んでいます（表5－9）。

これら農業に参入した一般法人を業種別にみると、建設業33法人、食品業27法人、農業（農業部門について法人を新たに設立）15法人、その他33法人となっています。また、営農作物別にみると、野菜44法人、米麦等31法人、複合17法人、その他16法人となっています（表5－10）。

表5－9 一般法人の農業参入状況

	全国	北陸	新潟県	富山県	石川県	福井県
2009. 12. 14	436	55	32	7	15	1
2010. 6. 30	175	17	4	1	8	4
12. 31	364	34	11	1	11	11
2011. 6. 30	527	52	20	2	17	13
12. 31	677	59	23	2	19	15
2012. 6. 30	952	72	30	3	22	17
12. 31	1,071	76	32	3	23	18
2013. 6. 30	1,261	86	39	5	25	17
12. 31	1,392	91	42	6	25	18
2014. 6. 30	1,576	97	46	7	27	17
12. 31	1,712	98	47	7	27	17
2015. 6. 30	1,898	102	48	8	28	18
12. 31	2,039	108	51	9	29	19

資料：北陸農政局調べ

- 注：1) 「2009. 12. 14」の法人数については、農地法等改正以前の特定法人貸付事業により農地を借り受け農業参入した法人数である。
 2) 「2010. 6. 30」以降の法人数については、農地法等改正後に新たに農業参入した法人数であり、農地法等改正以前に参入した法人は含まない。

表5－10 北陸地域において農業参入した一般法人の業種別及び営農作物別状況

	参入法人数	業種別				営農作物別			
		建設業	食品業	農業	その他	野菜	米麦等	複合	その他
北 陸	108	33	27	15	33	44	31	17	16
新潟県	51	11	12	8	20	17	20	7	7
富山県	9	4	2	1	2	4	3	2	－
石川県	29	17	3	4	5	13	6	4	6
福井県	19	1	10	2	6	10	2	4	3

資料：北陸農政局調べ

- 注：業種別が「農業」に該当する法人とは、参入前に農地等を利用しない農畜産業を行っていた法人又は、農産物等の生産を目的として設立された企業の子会社である。

（５）新規就農の促進

ア．新規就農者数

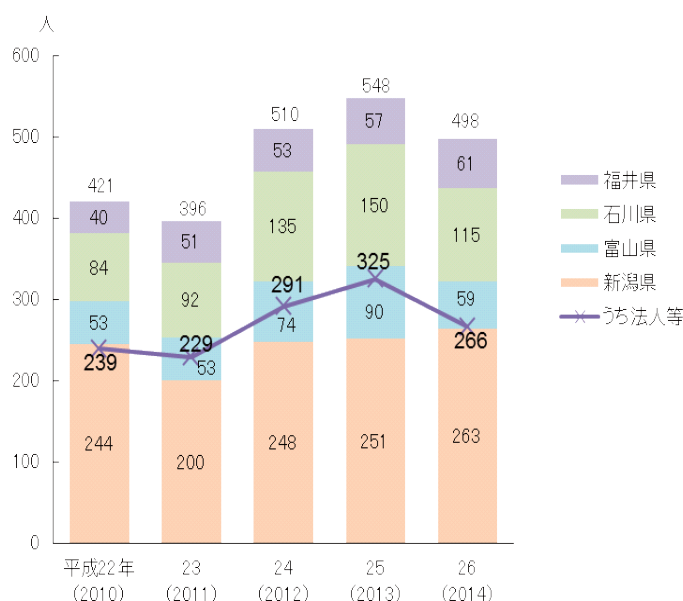
新規参入が近年増加傾向

平成26（2014）年の北陸地域の新規就農者数は498人となり、前年に比べ50人減少しています。その内訳は、新潟県で12人、福井県で4人が前年に比べ増加していますが、富山県で31人、石川県で35人が前年に比べ減少しています。

また、農業法人等への就農者は、近年、増加傾向でしたが、26（2014）年は前年に比べ59人減少しています（図5－7）。

次に就農形態別に新規就農者の推移をみると、非農家出身である「新規参入」が最も多く、増加傾向が続いており、26（2014）年も23人が前年に比べ増加しています。また、農家出身で他産業からの就農者である「Ｕターン」では62人、「新規学卒」では11人が前年に比べ減少しています（図5－8）。

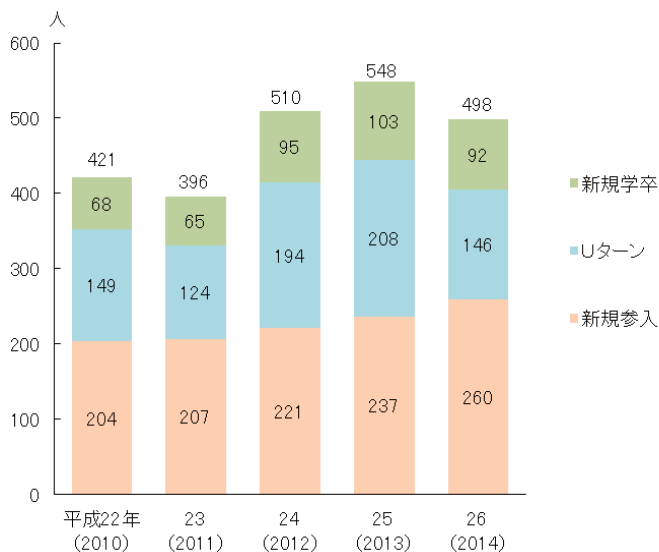
図5－7 新規就農者数の推移（北陸）



資料：各県調べ北陸農政局で集計

注：各県において調査対象年齢に相違有り

図5－8 就農形態別新規就農者数の推移（北陸）



資料：各県調べ北陸農政局で集計

注：「新規学卒」とは、農家出身で学校を卒業後又は農業にかかる研修後に就農した者

イ．新規就農の推進

就農意欲の喚起と就農後の定着が重要

北陸地域における販売農家の基幹的農業従事者の平均年齢は、平成27（2015）年で69.3歳と高齢化が進展しています。持続可能な力強い農業を実現していくため、青年新規就農者を大幅に増加させることが重要です。

このため、24（2012）年度より青年就農意欲の喚起と就農後の定着を図るための青年就農給付金を給付しています。また、青年の農業法人への雇用就農を促進する農の雇用事業や今後の地域農業のリーダーを育成する技術習得支援事業を行っています。

（６）女性の能力の積極的な活用

ア．北陸地域における女性の参画状況

農業委員等に占める女性の割合は依然低い水準

2015年農林業センサスによると、北陸地域における販売農家の農業就業人口のうち女性は47.9%であり、女性は農業や地域社会の担い手として重要な役割を果たしています。

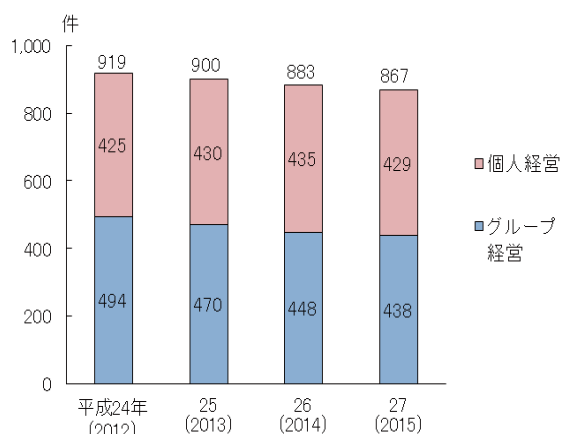
しかし、農協役員に占める女性の割合は平成27（2015）年7月31日現在、8.4%（前年7.5%）、農業委員に占める女性の割合は27（2015）年9月1日現在、8.2%（前年8.0%）と、前年に比べ増加しているものの、依然として低い水準にとどまっており、全国的にも同じ傾向がみられます。

また、6次産業化等の担い手として大きく期待されているところですが、農産物加工や販売等の農村女性起業数は27（2015）年3月31日現在、867件（前年883件）と前年より減少しています。その経営規模は、年間売上金額300万円未満の零細なものが約49%を占めています。（図5－9、図5－10）

このようなことから、地域における女性農業経営者の飛躍的な活躍を支援することとして、26（2014）年度から「輝く女性農業経営者育成事業」により、女性農業者が地域農業の活性化等に向けて行う取組を広く社会に発信するとともに、女性農業者を対象とした研修会や勉強会を通じ、地域の女性農業者ネットワーク活動の促進を図っています。

また、25（2013）年度に発足した「農業女子プロジェクト」では、農業内外の多様な企業・団体と連携し、農業で活躍する女性の姿を様々な切り口から情報発信することにより、社会全体で女性農業者の存在感を高め、併せて職業として農業を選択する若手女性の増加を図っています。北陸管内では、「農業女子プロジェクトメンバー」に28（2016）年2月10日現在18名が参加しており、「北陸農政局との意見交換会」（28（2016）年3月、金沢市）を開催する等交流を深めています。

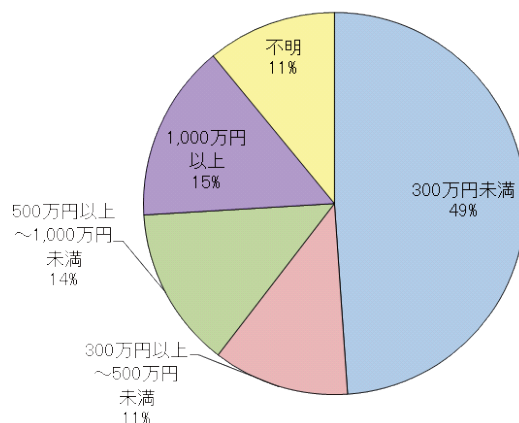
図5－9 女性起業数の推移（北陸）



資料：農林水産省就農・女性課調べ
（ただし、平成24（2012）及び26（2014）年は
北陸農政局調べ）
（24（2012）～27（2015）年3月31日現在）

図5－10

女性起業の年間売上金額の割合（北陸）



資料：農林水産省就農・女性課調べ
（27（2015）年3月31日現在）

イ. 男女共同参画社会の形成に向けた取組

北陸農政局農山漁村男女共同参画フォーラム等の開催

平成27（2015）年度においては、農山漁村における女性の経営参画や起業活動を促進するため、女性農業者の情報交換や女性農業委員等の登用拡大を目指し、「北陸地域農山漁村女性6次産業化実践セミナー」（27（2015）年6月、かなざわ金沢市）、「北陸農政局農山漁村男女共同参画フォーラム」（同年11月、金沢市）を開催しました。



北陸農政局農山漁村男女共同参画
フォーラム

4. 農地中間管理事業と農地の利用集積・有効利用

(1) 農地面積

耕地面積は前年に比べ1,200ha減少、耕地利用率は0.3ポイント上昇

北陸地域における平成27（2015）年7月15日現在の耕地面積は31万3,400haで、前年に比べ1,200ha（0.4%）減少しました。これを田畑別にみると、田は28万700ha、畑は3万2,800haで、前年に比べ900ha（0.3%）、100ha（0.3%）とそれぞれ減少しました。

これを県別にみると、新潟県17万2,000ha、富山県5万8,800ha、石川県4万2,100haで、前年に比べ500ha（0.3%）、200ha（0.3%）、300ha（0.7%）とそれぞれ減少し、福井県は4万600haで前年同様となりました（表5-11）。

また、北陸地域の26（2014）年の農作物作付（栽培）延べ面積は28万1,600haで、前年に比べ200ha（0.1%）増加し、耕地利用率は89.5%で、前年に比べ0.3ポイント上昇しました（図5-11）。

表5-11 耕地面積の推移

（単位：ha、%）

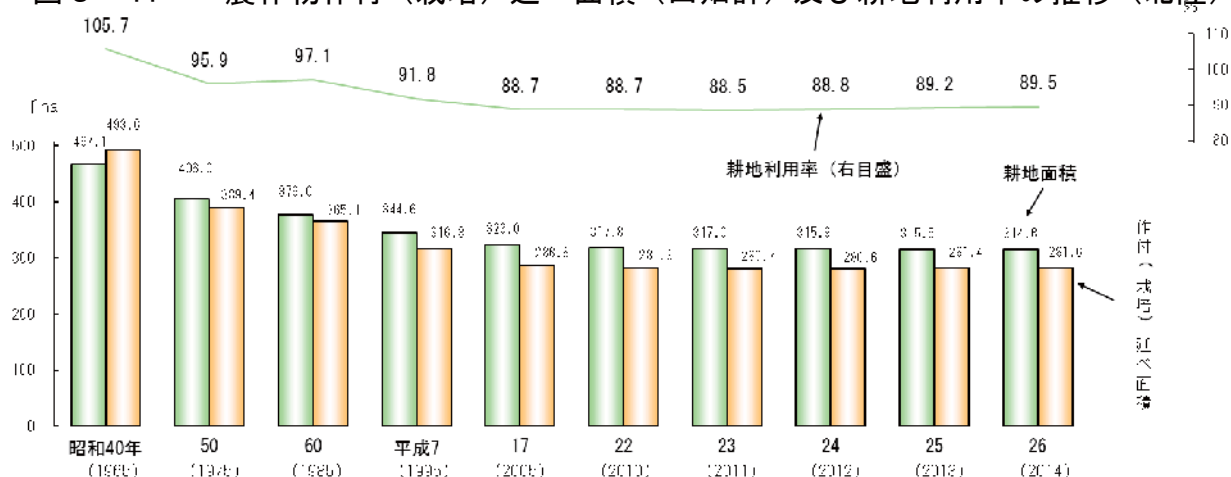
区 分	全 国	北 陸			新潟県	富山県	石川県	福井県
		計	田	畑				
昭和40(1965)年	6,004,000	467,100	397,700	69,400	251,400	87,700	68,600	59,400
50(1975)	5,572,000	406,000	361,000	45,000	219,400	76,300	58,500	51,800
60(1985)	5,379,000	376,000	334,900	41,100	203,500	70,100	54,100	48,400
平成7(1995)年	5,038,000	344,600	308,100	36,500	187,200	64,200	48,600	44,600
17(2005)	4,692,000	323,000	289,900	33,200	177,100	60,100	44,500	41,400
22(2010)	4,593,000	317,800	284,700	33,200	174,400	59,400	43,200	40,900
23(2011)	4,561,000	317,000	283,800	33,200	173,900	59,300	43,000	40,800
24(2012)	4,549,000	315,900	282,800	33,100	173,100	59,200	42,900	40,800
25(2013)	4,537,000	315,500	282,500	33,000	173,000	59,100	42,700	40,700
26(2014)	4,518,000	314,600	281,600	32,900	172,500	59,000	42,400	40,600
27(2015)	4,496,000	313,400	280,700	32,800	172,000	58,800	42,100	40,600
対26(2014)年増減率	△ 0.5	△ 0.4	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.3	△ 0.7	0.0

資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：1)平成13（2001）年までは8月1日現在、14（2002）年以降は7月15日現在である。

2)四捨五入の関係で計と内訳が一致しない場合がある。

図5-11 農作物作付（栽培）延べ面積（田畑計）及び耕地利用率の推移（北陸）



資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」

注：耕地利用率とは、耕地面積（けい畔を含む。）を100とした作付（栽培）延べ面積の割合である。

（２）農地の流動化

ア．農地中間管理事業の推進

担い手への農地利用集積に向けた農地中間管理事業の推進

農業者の高齢化が進む中で、担い手への農地利用の集積・集約化を図って行くことが喫緊の課題となっています。このため、都道府県段階に公的な機関として農地中間管理機構を整備する「農地中間管理事業の推進に関する法律」が平成26（2014）年3月に施行され、現在、農地中間管理事業の活用を柱に担い手への農地利用の集積・集約化を進めています。

北陸農政局では、各県ごとの取組状況や課題、その対応方針を決めた上で、取組の成果が上がるように、局長をはじめとして積極的に市町村、農業法人や大規模農家に出向き（27（2015）年4月から28（2016）年3月末までに62回）、本事業の活用を要請するなど、農地中間管理事業を推進しています。

管内各県では、県及び機構が、市町村や農協など関係機関と連絡協議会を組織する（富山県）など、関係機関が連携して積極的に農地中間管理事業に取り組んでいます。また、機構のトップである理事長が市町村長などに会ってトップセールスを熱心に行ったり（福井県）、農地の受け手である担い手の規模拡大に必要となる機械等への支援（新潟県）や担い手の少ない地域に企業の農業参入を促す（石川県）など、独自の取組を行っています。

そうした取組の結果、27（2015）年度における農地中間管理事業の実績は、借入面積9,756ha（前年度5,398ha）、貸付面積9,772ha（前年度5,019ha）、そのうち担い手への新規集積面積は4,623ha（前年度2,246ha）となり、26（2014）年度に比べて、機構の貸付面積は約1.9倍、新規集積面積は約2.1倍に拡大しました（表5-12）。

当局としては、今後も各県及び機構と連携するとともに、市町村、農業法人、担い手農家、土地改良区などに直接出向き、現場の課題の解決のためのアドバイスや各種事例の横展開など農地中間管理事業の活用を拡大させることにより、担い手への農地利用集積を進めていきたいと考えています。

表5-12 農地中間管理機構の借入・貸付面積の状況

（単位：ha）

	年間集積目標面積 ①	機構の借入・貸付面積の状況 【27(2015)年4月～28(2016)年3月】			年間集積目標面積に 対する機構の寄与度 ③＝②/①
		機構の借入面積	機構の貸付面積	うち新規集積面積②	
新 潟 県	6,570	4,003	4,021	1,898	29%
富 山 県	2,330	1,558	1,569	662	28%
石 川 県	2,030	1,382	1,350	1,108	55%
福 井 県	1,600	2,813	2,832	953	60%
北 陸 農 政 局 計	12,530	9,756	9,772	4,623	37%
全 国 計	149,210	76,191	76,864	26,715	18%

資料：北陸農政局調べ

注：四捨五入の関係で合計数値は一致しない場合がある。

ほ場整備事業を契機に法人を立ち上げ地区内の9割超の農地を集積・集約化した事例

○地区名：新潟県長岡市 求 草地区（地区の農地面積25ha）
もとめぐさ

新潟県長岡市 求 草地区においては、5戸の担い手を含む25戸の農家が個別完結で営農してきましたが、平成19（2007）年頃からほ場整備の導入にかかる検討を開始し、24（2012）年からはほ場整備を実施しました。併せて、地区のこれからの農業のあり方について時間をかけて話し合い、26（2014）年8月には、5戸の担い手を含む20戸が「農事組合法人もとめぐさ」を設立しました。当該法人は、27（2015）年に農地中間管理機構を通じて農地を集積し、1集落1農業型の営農を行っています。



イ. 農地利用集積の概要

担い手への農地利用集積率は56.8%

北陸地域においては、担い手への農地利用集積面積は平成22（2010）年度から25（2013）年度は横ばいになっていましたが、26（2014）年度から再び増加しており、27（2015）年度末には17万8千haとなり、担い手への農地利用集積率は56.8%となっています。この担い手への農地利用集積率は、全国平均（52.3%）を上回り、ブロック別では北海道に次ぐ2番目となっています。これは、北陸地域においては、土地利用型農業が多いことから担い手の規模拡大意欲が高いことや、27（2015）年度は認定農業者が増加したこと、集落営農の法人化が進んだこと、農地中間管理事業を積極的に推進したことなどが要因と考えられます。

また、27（2015）年度の1年間の担い手への農地集積増加面積は1万2,013haとなり、年間集積目標面積である1万2,530haに対する達成率は95.9%となりました。これは、全国の達成率を上回っています。農業従事者が高齢化し、耕作放棄地が増加していることを踏まえ、当局として、今後も農地中間管理事業を柱として担い手への農地利用集積を進めていきたいと考えています（表5-13）。

表 5－13 担い手への農地利用集積の状況

	年間集積 目標面積 (ha) (①)	担い手への農地利用集積の状況					
		担い手への 集積面積(ha) 【26年度末】 (②)	集積率	担い手への 集積面積(ha) 【27年度末】 (③)	集積率	過去1年間の 集積増加面 積(ha) (④＝③－②)	④/①
新 潟 県	6,570	93,133	54.0%	100,107	58.2%	6,973	106%
富 山 県	2,330	31,570	53.5%	32,909	56.0%	1,339	57%
石 川 県	2,030	19,364	45.7%	21,586	51.3%	2,222	109%
福 井 県	1,600	21,854	53.8%	23,332	57.5%	1,478	92%
北陸農政局計	12,530	165,921	52.7%	177,934	56.8%	12,013	95.9%
全 国 計	149,210	2,271,193	50.3%	2,350,920	52.3%	79,727	53%

資料：北陸農政局調べ

注：四捨五入の関係で合計数値は一致しない場合がある。

なお、担い手への農地利用集積の内訳を見ると、認定農業者が90%、集落営農が8%などとなっていますが、認定農業者については、特に新潟県（94%）において高くなっており、集落営農については、福井県（20%）、富山県（13%）において高くなっています（表5－14）。

表 5－14 担い手ごとの農地利用集積面積

(単位：ha)

	計	認定農業者	認定新規就農者	基本構想水準到達者	集落営農経営
新 潟 県	100,107 (100%)	94,457 (94%)	363 (0%)	2,524 (3%)	2,763 (3%)
富 山 県	32,909 (100%)	28,226 (86%)	141 (0%)	218 (1%)	4,325 (13%)
石 川 県	21,586 (100%)	18,804 (87%)	139 (1%)	765 (4%)	1,878 (9%)
福 井 県	23,333 (100%)	18,201 (78%)	110 (0%)	247 (1%)	4,775 (20%)
北陸農政局計	177,934 (100%)	159,687 (90%)	753 (0%)	3,753 (2%)	13,741 (8%)

資料：北陸農政局調べ

注：1) 集落営農経営とは、特定農業団体及び複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている任意組織をいう。

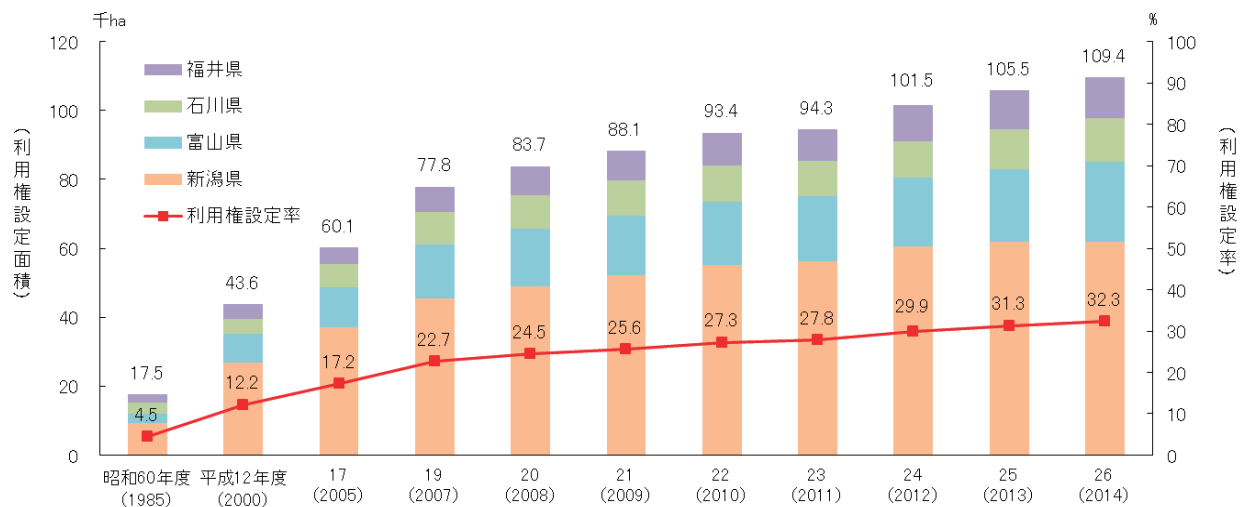
2) 四捨五入の関係で合計数値は一致しない場合がある。

ウ. 利用権設定の概要

利用権設定率は、前年度比1.0ポイントの増加

北陸地域における「農用地利用集積計画」に基づく利用権設定面積（機構が借り受けたものを含む）は、平成26（2014）年度末で10万9,436haとなっており、利用権設定率（農用地面積に占める利用権設定面積の割合）は前年度から1.0ポイント上昇し32.3%となっています（図5－12）。

図5-12 利用権設定面積の推移



資料：北陸農政局調べ

エ. 所有権移転

前年より40.9haの増加

北陸地域における平成25 (2013) 年の農地の所有権移転は、4,738件 (対前年比0.4%増)、1,077.5ha (同3.9%増) となっています。

このうち、「農地法」によるものは3,587件 (同3.1%減)、698.3ha (同2.7%減)、「農業経営基盤強化促進法」によるものは1,151件 (同13.1%増)、379.2ha (同18.9%増) となっています (表5-15)。

表5-15 農地の所有権移転の推移 (北陸)

(単位：件、ha、%)

		所有権移転 総数	農地法第3条許可・届出に係るもの				農業経営基盤強化促進法第19条公告に係るもの			
			うち、所有権 耕作地有償 所有権移転	うち、所有権 耕作地無償 所有権移転	うち、所有権 以外耕作地 所有権移転	うち、所有権 耕作地有償 所有権移転	うち、所有権 耕作地無償 所有権移転	うち、所有権 以外耕作地 所有権移転		
件数	2011	4,935	3,835	2,642	1,180	13	1,100	1,065	30	5
	2012	4,718	3,700	2,742	946	12	1,018	994	22	2
	2013	4,738	3,587	2,592	977	18	1,151	1,126	23	2
	対2012差	20	△ 113	△ 150	31	6	133	132	1	0
	対2012比	100.4	96.9	94.5	103.3	150.0	113.1	113.3	104.5	100.0
面積	2011	1,070.9	722.1	480.7	239.3	2.1	348.8	341.7	6.0	1.1
	2012	1,036.6	717.6	491.0	225.4	1.2	319.0	312.8	5.8	0.4
	2013	1,077.5	698.3	460.4	236.6	1.3	379.2	374.9	4.2	0.1
	対2012差	40.9	△ 19.3	△ 30.6	11.2	0.1	60.2	62.1	△ 1.6	△ 0.3
	対2012比	103.9	97.3	93.8	105.0	108.3	118.9	119.9	72.4	25.0

資料：農林水産省「農地の権利移動・借賃等調査結果」

注：「所有権耕作地」とは「所有権に基づいた農地」をいい、「所有権以外耕作地」とは「所有権以外の権原に基づいた農地」をいう。

オ. 農地価格

農地価格は都市的農業地域、純農業地域ともに下落

全国的に農地価格は下落傾向が続いていますが、下落率は純農業地域よりも都市的農業地域において大きくなっています（表5-16）。

平成26（2014）年の北陸地域における農地価格は、都市的農業地域では中田が全国平均の55%、中畑が同43%となっていますが、純農業地域では全国平均と大きな差はみられません。

なお、北陸地域における農地価格は、都市的農業地域において、地目にかかわらず全国平均より下落しています。

表5-16 生産条件別田畑の売買価格の推移

（単位：千円／10a）

		平成21年 (2009)	22 (2010)	23 (2011)	24 (2012)	25 (2013)	26 (2014)	下落率 (2009年～2014年)
都市的農業 地域	全国・中田	4,733	4,479	4,250	4,113	3,878	3,681	22%
	全国・中畑	4,519	4,278	4,092	3,982	3,628	3,500	23%
	北陸・中田	3,411	3,166	2,672	2,120	2,083	2,029	41%
	北陸・中畑	2,071	1,895	1,854	1,460	1,563	1,514	27%
純農業地域	全国・中田	1,388	1,363	1,340	1,283	1,301	1,296	7%
	全国・中畑	972	957	942	908	950	942	3%
	北陸・中田	1,445	1,425	1,419	1,380	1,411	1,396	3%
	北陸・中畑	802	786	781	755	784	783	2%

資料：全国農業会議所「田畑売買価格等に関する調査結果（各年5月1日調べ）」

注：1) 都市的農業地域の田畑売買価格は、都市計画法による線引きが完了した市町村の市街化調整区域内の農用地区域内における農地の売買価格である。

2) 純農業地域の田畑売買価格は、都市計画法による線引きを実施していない市町村の農用地区域内における農地の売買価格である。

3) 中田（畑）とは、調査区域において収量水準や生産条件等が平均的な田（畑）である。

4) 下落率は、平成21(2009)年価格－26(2014)年価格／21(2009)年価格により算出した。

（3）荒廃農地の発生防止・解消

荒廃農地の状況把握と再生利用等に向けた取組を推進

ア. 荒廃農地の現状

荒廃農地（現に耕作に供されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能となっている農地）の解消を図るためには、その現状を的確に把握した上で再生利用を進める必要があることから、「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」を実施しています。

なお、平成26（2014）年の調査結果では、北陸地域の荒廃農地の面積は9,900haとなっています。そのうち再生利用が可能なものは2,266ha、再生利用が困難と見込まれるものは7,634haとなっています。また、荒廃農地対策等の取組が進められた結果、北陸地域では210haの荒廃農地が解消されました（表5-17）。

表 5－17 荒廃農地に関する調査結果（実績値）

（単位：ha）

県 名	再生利用が可能な荒廃農地	再生利用が困難と見込まれる荒廃農地	荒廃農地面積計	再生利用された面積
新 潟 県	806	2, 282	3, 088	48
富 山 県	166	154	320	9
石 川 県	981	4, 219	5, 199	74
福 井 県	313	980	1, 293	79
北 陸 計	2, 266	7, 634	9, 900	210
全国計（実績値）	130, 090	143, 364	273, 454	10, 123

資料：農林水産省「平成26年の荒廃農地の面積について」

- 注：1) 「再生利用が可能な荒廃農地」は、「抜根、整地、区画整理、客土等により再生することにより、通常の農作業による耕作が可能となると見込まれる荒廃農地」のこと。
 2) 「再生利用が困難な荒廃農地」は、「森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難、又は周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる荒廃農地」のこと。
 3) 各県を通じて市町村から報告のあった各区分面積を集計したものであり、調査範囲が一部区域にとどまる市町村も単純に集計している。
 4) 四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。
 5) 全国計（実績値）には、東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により避難指示のあった福島県の町村等12市町村を除く。

イ. 荒廃農地対策の取組

北陸農政局では、荒廃農地対策を推進することを目的に「北陸農政局耕作放棄地解消プロジェクトチーム」を設置しています。平成27（2015）年度は、地域の現状及び課題の把握のための意見交換（2市町）等の取組を実施しました。

また、北陸管内16市町村において、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を活用した荒廃農地の再生作業や営農再開に向けた取組が行われています（27（2015）年12月現在）。

（４）優良農地の確保に向けた取組の推進

農用地区域内農地面積は増加傾向

農林水産大臣は、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）に基づき、「農用地等の確保等に関する基本指針」（平成27（2015）年12月策定）において、37（2025）年の確保すべき農用地等の面積（農用地区域内農地）の目標を403万haと定めています。

同基本指針に基づき、都道府県知事は、「農業振興地域整備基本方針」において、37（2025）年の確保すべき農用地等の面積の目標の策定に向けて作業を進めているところです（28(2016)年2月末日現在）。

26（2014）年の農用地区域内農地面積は、前年に比べ富山県では僅かに減少していますが、新潟県、石川県及び福井県では微増しており、各県において引き続き農用地区域からの除外の厳格化、農用地区域への編入の促進、荒廃農地の発生抑制及び再生可能な荒廃農地の再生等の取組を推進していくこととしています(表5－18)。

表 5－18 農業振興地域の指定状況(平成26(2014)年)

(単位：千ha)

県 名	市町村数		農用地区域内 農地面積	対前年度増減	(参 考) 基本方針の目標 農地面積 (32年)
		うち農業振興地域 指定市町村数 (農業振興地域数)			
新 潟 県	30	29 (61)	167.1	0.1	168.0
富 山 県	15	15 (15)	55.7	△ 0.0	56.9
石 川 県	19	19 (19)	38.8	0.0	40.4
福 井 県	17	17 (24)	38.2	0.0	38.7
北 陸	81	80 (119)	299.8	0.1	(304.0)

資料：北陸農政局調べ（平成26(2014)年12月1日現在）

注：1)新潟県の粟島浦村については、農業振興地域の指定がされていない。

2)四捨五入の関係で計が一致しない場合がある。

3)基本方針の目標農地面積欄の「北陸」は、管内4県の目標面積の合計である。

5. 農業の生産基盤の整備

(1) 生産基盤の整備・推進の方向

基幹的水利施設の戦略的な保全管理や生産基盤整備の推進

ア. 生産基盤の整備

農地や農業用排水施設等は、農業を支える重要な基盤であり、国民全体が食料の安定供給だけでなく国土の保全等の多面的機能の便益を享受することから、中長期的な視点に立って、それらを整備し保全管理していくことが重要となっています。

平成24（2012）年3月に5か年間（24（2012）～28（2016）年度）の土地改良事業の基本となる「土地改良長期計画」が策定され、食料生産の体質強化、震災復興及び農村の防災・減災力の強化、農村の協働力や地域資源の潜在力を活かしたコミュニティの再生といった政策課題の解決に向けた施策を実施しています。

農業農村整備事業では、生産現場における農業競争力強化に向け、担い手への農地集積・集約化、農業の生産性の向上を図るために、今般制度化された農地中間管理機構とも連携しつつ、農地の大区画化・汎用化、畑地かんがいの整備等を推進するとともに、国土強靱化を図るために、基幹的な農業水利施設の老朽化や地震・豪雨等の自然災害の激甚化への対策として農業水利施設の長寿命化・耐震化対策、洪水被害対策等を推進することとしています。

このため、国営土地改良事業等により、農業水利施設の保全管理・整備を推進するとともに、未整備水田の大区画化等により農地の集積と高度利用等を図るために各種事業を推進しています。

イ. 国営土地改良事業地区調査

(ア)「新津郷阿賀野川左岸」地区

本地区は、新潟県の下越地域に位置する新潟市、五泉市、阿賀野市及び南蒲原郡田上町にまたがる農地面積約7,200haの水田地帯です（図5-13）。

a. 地区の現状と課題

本地区の基幹的な農業水利施設は、「国営阿賀野川用水土地改良事業」（昭和36（1961）～58（1983）年度）及び「国営新津郷土地改良事業」（47（1972）～平成元（1989）年度）により造成されましたが、両事業の完了後25～40年余りが経過し、基幹的水利施設の老朽化に伴い維持管理費が増嵩するとともに、営農形態の変化に伴う用水不足が生じています。

このため、老朽化した施設の改修を行うとともに、用水再編を行い、農業水利施設の維持管理費の軽減、地域農業の生産性の維持向上と農業経営の安定を図ることが喫緊の課題となっています。

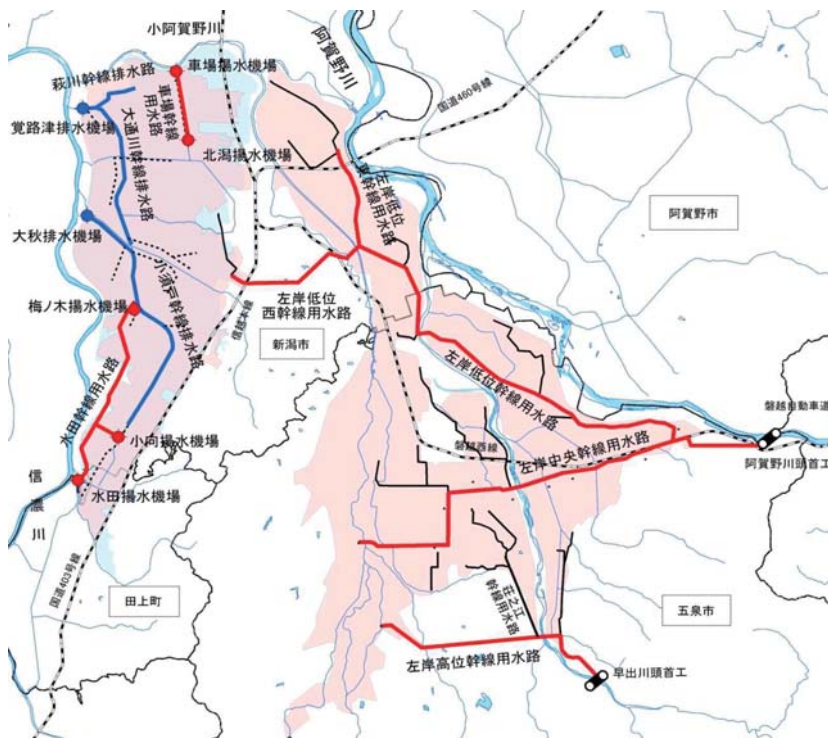
b. 整備計画（案）

本事業では、老朽化が進行している揚・排水機場及び用・排水路の改修を行うとともに、維持管理費の軽減や、用水不足の解消に留意した用水再編を図ります。

主要工事：揚水機場（改修）、排水機場（改修）、幹線用水路（改修）、
幹線排水路（改修）

本調査（平成26（2014）～28（2016）年度）では、地域の農業用水にとって重要なこれら施設の改修計画等を検討し、「土地改良事業計画」の作成を行います。

図5-13 地区概要図



すいた
水田揚水機場
ポンプの老朽化



左岸低位西幹線用水路
トンネル目地からの漏水



左岸中央幹線用水路
水路目地からの漏水

(イ)「河北潟周辺」地区

本地区は、石川県のほぼ中央部に位置する金沢市、かほく市、河北郡津幡町及び内灘町の2市2町にまたがる干拓地とその周辺農地です。干拓地は約1,000haの県内有数の畑地帯です。周辺農地は約2,100haであり、水田が中心となっています（図5-14）。

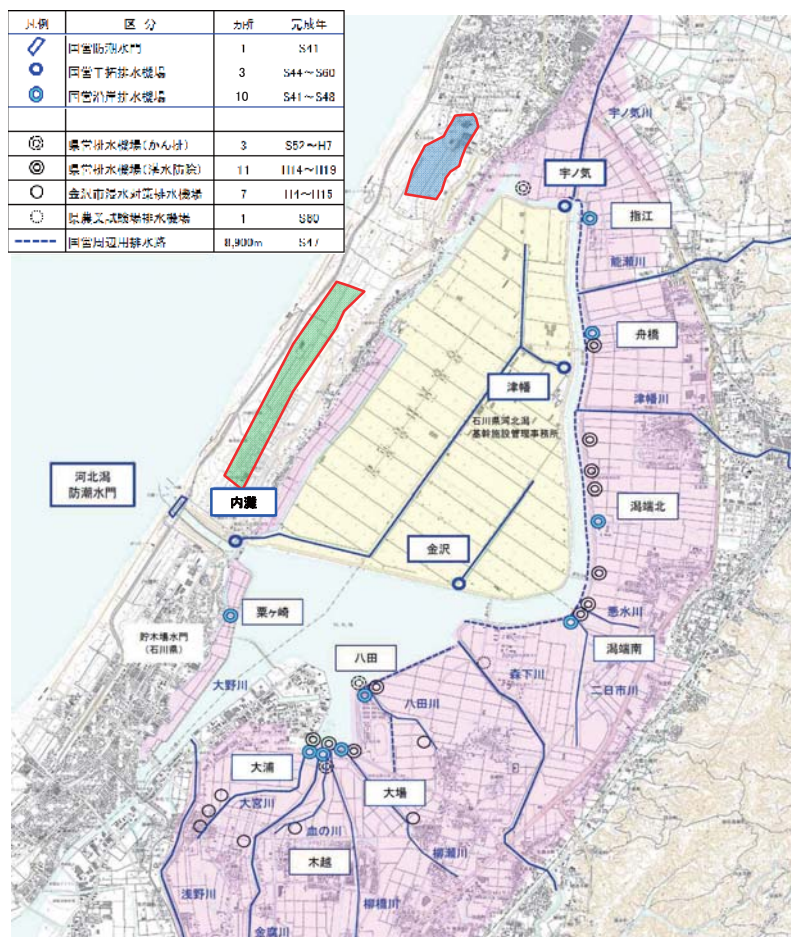
a. 地区の現状と課題

本地区は、昭和38（1963）年度から60（1985）年度にかけて国営河北潟干拓土地改良事業において、約1,000haもの新たな農地を造成するとともに、干拓以前から湛水被害が生じている沿岸低位部の既耕地の排水改良を実施しましたが、特に潟周辺地域では、近年の降雨強度の増加や都市化の進展によるピーク流入量の増加に加え、潮位の上昇、低平地の地盤沈下等に起因する湛水被害が頻繁に発生しています。

b. 調査の内容（調査期間：平成27（2015）～29（2017）年度）

排水シミュレーションにより湛水メカニズムを解明し、防潮水門、排水機場等施設の機能低下状況の整理と機能回復の検討を行った上で施設の整備計画を立て、「土地改良事業計画」の策定を行います。

図5-14 地区概要図



既往最大規模の豪雨による
洪水被害の状況
（平成25年8月23日）



干拓地内の排水路から溢水



沿岸地域の農地が湛水

ウ. 広域基盤整備計画調査（「九頭竜川」地域）

北陸農政局では、管内の6地域において広域基盤整備計画調査を順次実施し、国営かんがい排水事業等により造成整備された基幹的水利施設の計画的な整備・更新を行っていくための広域基盤整備計画書を策定しています。平成25（2013）～27（2015）年度には、「坂井北部」、「九頭竜川」、「日野川用水」の3地区における施設の更新整備計画や環境配慮基本方針等を踏まえた、九頭竜川地域広域基盤整備計画を策定しました（図5-15）。

（ア）地域の現状

本地域は、福井県嶺北部の福井平野を中心とした農業地帯であり、昭和20年代から国営事業で農地造成や基幹的水利施設が整備され、食料供給の中核的な役割を果たしています。

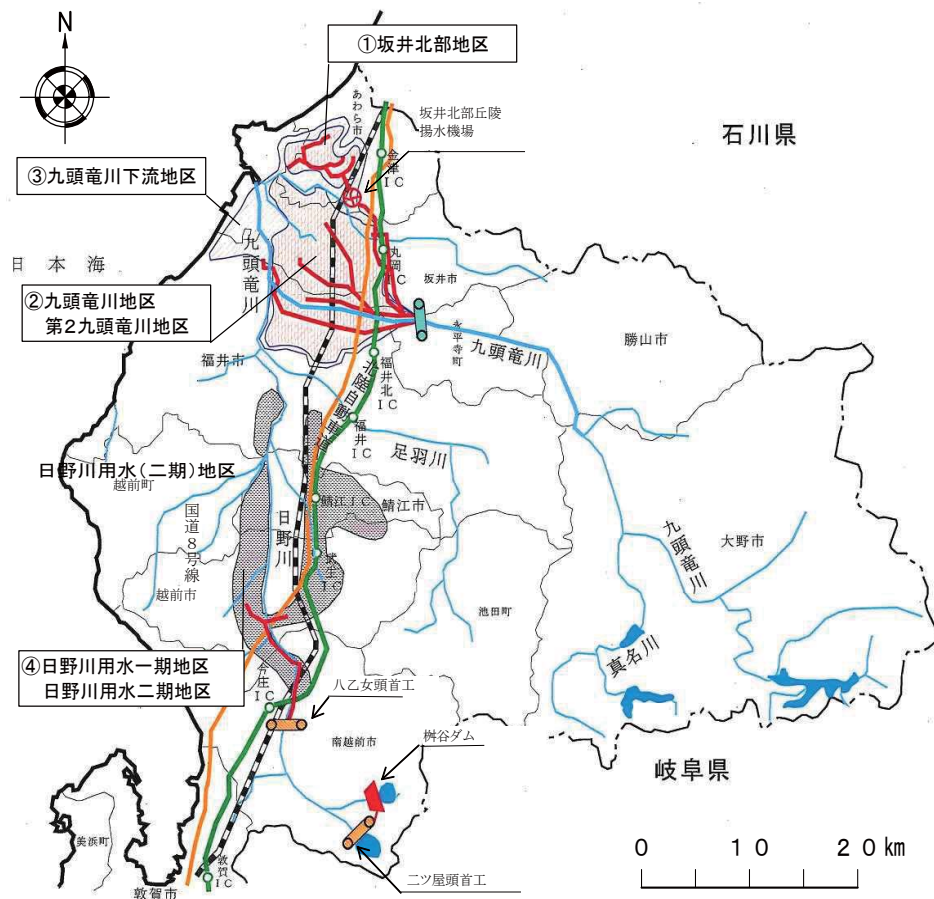
また、平地の水田地帯においては、担い手への農地の利用集積の推進のため、県営事業による大区画ほ場整備や排水改良による水田の汎用化が進められています。

現在、国営九頭竜川下流地区で一部整備更新中ですが、それ以外の施設にあっては、築造後相当の年数が経過していることから、コンクリート構造物の劣化、ポンプ場の電気設備や水管理システム等の機能低下が顕在化しております。

（イ）今後の取組

基幹水利施設ストックマネジメント事業等により、施設の延命化を図るとともに、近い将来の更新整備時期を見据え、県、関係市、土地改良区等と調整し、適用可能な事業の導入を検討していきます。

図5-15 広域基盤整備計画調査「九頭竜川」地域の対象地域



新江導水路（坂井北部地区）のトンネル部の漏水



中央幹線用水路4号（坂井北部地区）の空気弁の発錆・固結



今津川幹線排水路（坂井北部地区）の護岸の陥没

(2) 直轄事業

平成27(2015)年度は11地区でかんがい排水、1地区で総合農地防災事業を実施

ア. 国営かんがい排水事業

平成27(2015)年度は、用水改良事業として新潟県の柏崎^{かしわざき}周辺^{せきかわ}(二期)、加治川^{かじがわ}用水、関川^{せきかわ}用水(一期)及び石川県の手取川^{てとりがわ}流域、河北^{かほくがた}潟、福井県の九頭竜川^{くずりゅうがわ}下流(一期)、九頭竜川下流(二期)の7地区、排水改良事業として新潟県の新川^{しんかわ}流域、新川流域二期(一期)及び富山県の射水平野^{いみず}の3地区で、事業を実施しています(表5-19)。

また、事業着手準備地区として新潟県の信濃川^{しなのがわ}左岸流域の全体実施設計を実施しています。

表5-19 国営かんがい排水事業実施状況(平成27(2015)年度、事業実施地区)

県名	事業目的 地区名 (県別着工順)	用水改良			排水改良		主な事業内容								受益面積 (ha)
		1) 農業用水の 管理確保	2) 水利用の 合理化	3) 水管理の 効率化	水田の 汎用化	農地 防災	ダム	頭首工	揚水 機場	排水 機場	用水路	排水路	水管理 施設	4) 施設の 改修・更新	
新潟県	柏崎周辺(二期)	○	○	○			○	○			○		○	○	3,590
	新川流域				○					○				○	19,535
	加治川用水	○	○	○			○	○			○		○	○	6,121
	新川流域二期(一期)				○					○		○		○	19,535
	関川用水(一期)		○	○			○						○	○	5,832
	信濃川左岸流域		○	○				○	○		○		○	○	4,501
富山県	射水平野				○					○			○	○	3,153
石川県	手取川流域		○	○				○			○		○	○	7,402
	河北潟		○						○					○	851
福井県	九頭竜川下流(一期)		○	○							○		○	○	11,642
	九頭竜川下流(二期)		○	○							○		○	○	

資料：北陸農政局作成

注：1) 農業用水の管理確保：新規に農業用水を確保し用水補給を行う。

2) 水利用の合理化：取水施設の統合や施設の更新を行い安定した取水と水利用を行う。

3) 水管理の効率化：用水路のパイプライン化や水管理施設(集中管理)を建設し営農の省力化を行う。

4) 施設の改修・更新：老朽化した施設を改修し維持管理の節減を行う。

イ. 国営総合農地防災事業

平成27(2015)年度は、富山県の庄川^{しょうがわ}左岸の1地区で事業を実施しています。本地区では、流出形態の変化により機能低下した施設の改修・更新を行っています(表5-20)。

表 5-20 国営総合農地防災事業の実施状況（平成27(2015)年度、事業実施地区）

県名	事業目的 地区名 (県別着工順)	用水改良			排水改良		主な事業内容								受益面積 (ha)
		1) 農業用水の 管理確保	2) 水利用の 合理化	3) 水管理の 効率化	水田の 汎用化	農地 防災	ダム	頭首工	揚水機 場	排水機 場	用水路	排水路	水管理 施設	4) 施設の 改修・更 新	
富山県	庄川左岸					○						○	○	○	6,212

資料：北陸農政局作成

注：1) 農業用水の管理確保：新規に農業用水を確保し用水補給を行う。

2) 水利用の合理化：取水施設の統合や施設の更新を行い安定した取水と水利用を行う。

3) 水管理の効率化：用水路のパイプライン化や水管理施設（集中管理）を建設し営農の省力化を行う。

4) 施設の改修・更新：機能低下した施設を改修し維持管理の節減を行う。

（３）自治体等の事業（補助事業、交付金等）

事業の重点化と地方の裁量の拡大

ア．農業競争力の強化を図る農業生産基盤の整備

食料自給率の向上を図るとともに、農業の有する多面的機能が将来にわたって発揮されるためには、担い手への農地集積の加速化や農業の高付加価値化の推進等により、競争力ある「攻めの農業」を展開し、意欲ある農業者が農業を継続できる環境を整えることが不可欠です。

このためには、大区画化・汎用化等の農地の整備や農業水利施設等の必要な整備を総合的にかつ、迅速に行うことが重要であることから、それらを集中的に行うため、平成24（2012）年度補正予算において農業競争力強化基盤整備事業が創設されました。事業の実施に当たっては、対象地区を効率的な生産が可能なまとまった農地が広がる地域に限定すること等により事業の重点化を図っています。

27（2015）年度は、122地区（新潟県56、富山県35、石川県16、福井県15）で実施しています（表 5-21）。

表 5-21 農業競争力強化基盤整備事業の実施状況（平成27(2015)年度）（単位：地区、ha）

区 分	新 潟 県		富 山 県		石 川 県		福 井 県		北陸局 計	
	地区数	受益面積	地区数	受益面積	地区数	受益面積	地区数	受益面積	地区数	受益面積
農地整備事業	52	10,555	29	2,220	16	646	9	783	106	14,204
水利施設整備事業	4	5,387	6	12,540	0	0	6	2,570	16	20,497
計	56	15,942	35	14,760	16	646	15	3,353	122	34,701

資料：北陸農政局調べ

また、持続可能な力強い農業の実現に向けて、農地集積を加速化するために、24（2013）年度補正予算において農業基盤整備促進事業が、また、27（2015）年度予算において農地耕作条件改善事業が創設され、けい畔除去によるほ場の区画拡大や暗渠排水の実施などを地域の実情に応じて、迅速かつきめ細かく対応しています。

農業基盤整備促進事業について、27（2015）年度は、102地区（新潟県55、石川県4、福井県43）で実施しています（表 5-22）。

表5-22 農業基盤整備促進事業の実施状況（平成27(2015)年度）

（単位：地区）

区 分	新 潟 県	富 山 県	石 川 県	福 井 県	北陸局 計
県 営 分	—	—	—	—	—
市町村営分	8	—	2	6	16
団体営分	47	—	2	37	86
計	55	0	4	43	102

資料：北陸農政局調べ

農地耕作条件改善事業について、27（2015）年度は、87地区（新潟県27、富山県25、石川県18、福井県17）で実施しています（表5-23）。

表5-23 農地耕作条件改善事業の実施状況（平成27(2015)年度）

（単位：地区）

区 分	新 潟 県	富 山 県	石 川 県	福 井 県	北陸局 計
県 営 分	—	—	4	—	4
市町村営分	3	8	11	3	25
団体営分	24	17	3	14	58
計	27	25	18	17	87

資料：北陸農政局調べ

イ. 地域の創意工夫による農業生産基盤の総合的な整備

農業農村整備事業では、地域の創意工夫を活かした効率的な整備を図るため、地方の裁量の拡大など積極的に補助金改革に取り組んでいます。各自治体では、各種の交付金制度を活用し、地域のニーズにあった計画を自ら策定し、自主的に農業生産基盤の整備を実施しています（表5-24）。

表5-24 農山漁村地域整備交付金（農業農村整備事業関係分）（平成27(2015)年度）

区 分	新 潟 県	富 山 県	石 川 県	福 井 県	北陸局 計
事業実施地区数	182	39	55	37	313

資料：北陸農政局調べ

注：自治体が農山漁村地域ニーズにあった計画を自ら策定し、地域の自主性と創意工夫による農山漁村地域の整備を推進するため、自治体はその裁量により地区間や農業農村、森林、水産の事業間の流用及び年度間の融通が可能な地方の自主性を尊重した交付金制度（平成22年度創設）。

ウ. 農地等の防災対策

近年、全国的に集中豪雨や地震等の災害により、農業水利施設が被災し、農用地だけでなく地域住民の生命や財産、公共施設に甚大な被害が発生しています。

そのため、平成25（2013）年度、26（2014）年度には、比較的大規模なため池を対象に一斉点検を実施し、その結果、下流に人家や公共施設等があり、施設が決壊した場合に影

響を与えるおそれがある「防災重点ため池」を優先的に耐震調査等を実施し対策（ため池整備事業等）を進めるとともに、ハザードマップ等の減災対策（調査計画事業）も併せて進めています。

また、北陸地域は、全国の地すべり防止区域の約3割を占める有数の地すべり地域であり、地すべり対策も重要な課題です（表5-25）。

これらに対応するため、農業用施設の整備状況や利用状況等を把握し、地域の実情に即した施設の整備、利用及び保全を総合的に実施することで、農業生産性の維持及び農業経営の安定を図ることに取り組んでいます（表5-26）。

表5-25 農村振興局所管地すべり防止区域（平成28(2016)年1月現在）（単位：区域、ha）

区 分	全 国	北 陸	新 潟 県	富 山 県	石 川 県	福 井 県
防止区域数	1,969	474	337	46	84	7
面 積	111,837	37,007	29,248	2,765	4,661	333

資料：北陸農政局調べ

表5-26 農村地域防災減災事業の実施状況（平成27(2015)年度）（単位：ha）

県 名 事 業 区 分		北 陸		新 潟 県		富 山 県		石 川 県		福 井 県	
		地区数	受益積	地区数	受益積	地区数	受益積	地区数	受益積	地区数	受益積
農村地域 防災減災事業	旧地すべり対策事業	36	16,533	24	14,766	3	446	5	1,122	4	199
	旧公害防除特別土地改良事業	0	0	—	—	—	—	—	—	—	—
	旧震災対策農業水利施設整備事業	46	28,022	31	21,555	2	23	13	6,444	—	—
	旧農村地域防災減災事業	115	46,554	39	29,499	22	11,970	35	2,481	19	2,604
	旧国営附帯県営総合農地防災事業	5	11,572	3	5,360	2	6,212	—	—	—	—
合 計		202	102,681	97	71,180	29	18,651	53	10,047	23	2,803

資料：北陸農政局調べ

エ. 災害復旧

北陸地域における平成27（2015）年の農地・農業用施設の災害査定額は3億6千万円であり、過去10か年（17（2005）年～26（2014）年）の平均額32億円の11%となっています（表5-27、図5-16）。

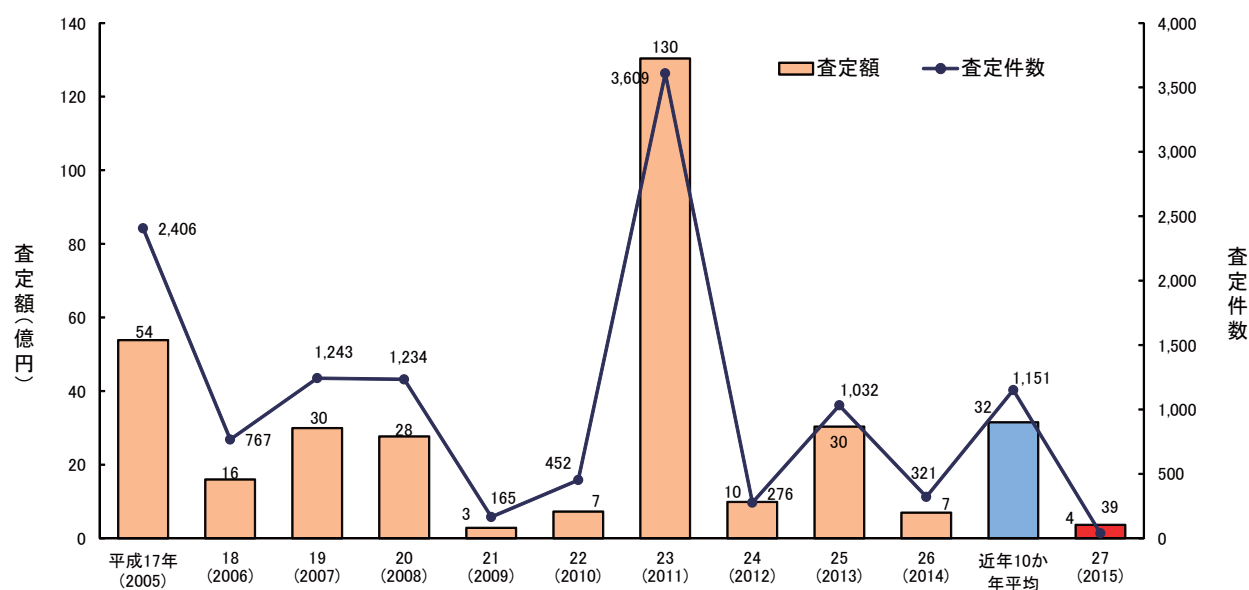
表5-27 平成26（2014）年発生災害の査定件数と査定額（単位：件、百万円、%）

区 分	北 陸	新 潟 県	富 山 県	石 川 県	福 井 県
査 定 件 数	39	19	18	0	2
査 定 額 (対前年比)	362 (52%)	319 (253%)	41 (12%)	0 (0%)	2 (20%)

資料：北陸農政局調べ

注：暫定法に係る災害査定を表す

図5-16 近年10か年及び平成27（2015）年の災害査定件数と査定額（北陸）



資料：北陸農政局調べ

注：農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年5月10日法律第169号）で定める農地、農業用施設のみ

オ．土地改良施設の維持管理

土地改良施設の維持管理は、土地改良区等が自ら行いその費用を負担することを原則としています。しかしながら、土地改良施設は、農業生産を支える基本的施設であると同時に、多面的機能の発揮等、地域にとっても重要な社会資本としての役割を担っています。

そのため、特に公共性の高い一定の施設については、国営造成施設県管理費補助事業や基幹水利施設管理事業により県や市町村の管理に対して助成するとともに、土地改良区等が管理する施設に関しても、国営造成施設管理体制整備促進事業や土地改良施設維持管理適正化事業等により、管理体制の整備や施設の整備補修に対する支援を行っています（表5-28）。

表5-28 平成27(2015)年度土地改良施設管理強化対策の実施状況

事業名		事業概要等	事業主体	管内実施状況
公 的 管 理	国営造成施設県管理費補助	- 都道府県が管理する国営造成施設で一定規模以上の排水機場、防潮水門、ダム及び頭首工 - 非農地面積2割以上 - 河川管理に著しい影響 - 関係受益面積がおおむね3,000ha以上等 - 補助率:1/3(平成7年度以前採択地区40%)	都道府県	新潟県11地区(11) 富山県1地区(1) 石川県4地区(4) 福井県0地区(0) 計16地区(16)
	基幹水利施設管理事業	- 市町村等が土地改良区と連携を図りつつ基幹的な国営造成施設の公共・公益的機能を強化した管理事業を実施 - 対象施設:ダム、頭首工、排水機場、用水機場、排水樋門及び幹線用排水路 - 非農地面積1割以上 - 受益面積がおおむね1,000ha(地盤沈下地帯にあっては500ha)等 - 補助率:30%	市町村等	新潟県15地区(15) 富山県2地区(2) 石川県0地区(0) 福井県3地区(3) 計20地区(20)
	国営造成水利施設保全対策	<国営造成水利施設保全対策指導事業> - 国営土地改良事業で造成された基幹的農業水利施設について、施設長寿命化のための機能診断の実施、及び管理者への指導助言 - 国庫負担率:10/10	国	新潟県4地区(13)、富山県3地区(3) 石川県1地区(1)、福井県1地区(2) 計9地区(19)
		<国営造成水利施設保全対策推進事業> - 施設の保全に係る権利の設定及び更新 - 国庫負担率:10/10	国	新潟県2地区(1)、富山県0地区(1) 石川県0地区(0)、福井県1地区(1) 計3地区(3)
管 理 体 制 ・ 整 備 の 支 援	国営造成施設管理体制整備促進事業	<管理体制整備型> - 国営造成施設及び附帯県営造成施設を管理する土地改良区等の管理体制の整備 - 補助率:1/2	都道府県 市町村	新潟県15地区(15)、富山県5地区(6) 石川県6地区(6)、福井県2地区(2) 計28地区(29)
		<操作体制整備型> - 国営事業完了2年前から2年間に於いて、土地改良区等の操作技術の習熟と操作体制の整備 - 補助率:内地60%、北海道70%、沖縄85%、奄美85%	土地改良区等	管内該当なし(0)
	土地改良施設維持管理適正化事業	- 土地改良施設の定期的な整備補修(施設の一部更新を含む。)及び農地の利用形態に即応した整備改善を実施 - 事業費:200万円以上 - 補助率:30%	土地改良区等	新潟県140地区(153) 富山県55地区(45) 石川県52地区(49) 福井県56地区(43) 計303地区(290)
	基幹水利施設保全管理対策 (施設管理技術者育成対策)	- 基幹水利施設の日常管理に携わる施設管理者に対し、ストックマネジメント技術、リスク管理技術、省エネ対策技術等の習得を支援 - 補助率:30%	都道府県	新潟県1地区(0)

資料:北陸農政局調べ

注:管内実施状況の()書きは、前年度実績である。

カ. 土地改良区の組織運営基盤強化

土地改良区は、農業生産を行うのに欠かせない農業用排水施設の整備・管理や農地の整備(土地改良事業)を目的に設立された農業者の団体です。土地改良区の活動は、農業用水を確保するためのダム等の水源や用水路の管理と、農地や地域の雨水、集落からの排水等を安全かつ確実に排除するための排水路の管理を行うことです。

土地改良区は、大切な国民の財産ともいえる農地や農業用水を守り育て、豊かな地域資源を次世代に引き継ぐ役割を担っています。

北陸管内には、平成27(2015)年度末現在で360の土地改良区があります。管内の土地改良区を面積別にみると、100ha未満25.8%、100～300ha25.0%となっているように、300ha未満の土地改良区が約半分を占めています。

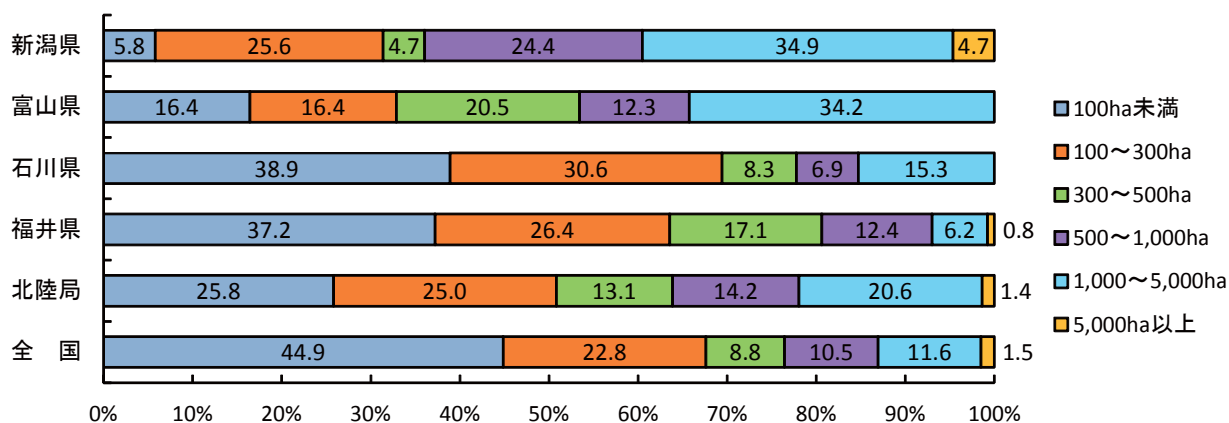
県別にみると、新潟県及び富山県の土地改良区の面積規模はやや大きく、約3割強が1,000ha以上となっています（表5-29、図5-17）。

表5-29 北陸管内の土地改良区数の推移

	昭和38年 (1963)	60 (1985)	平成7年 (1995)	17 (2005)	22 (2010)	25 (2013)	26 (2014)	27 (2015)
新潟県	289	158	133	106	92	90	90	86
富山県	363	214	198	95	85	79	78	73
石川県	296	228	161	92	77	72	72	72
福井県	362	268	250	172	139	129	129	129
北陸計	1,310	868	742	465	393	370	369	360
全 国	12,974	8,476	7,681	5,853	5,040	4,795	4,730	4,646

資料：農林水産省調べ

図5-17 面積規模別土地改良区の割合（平成27(2015)年度）



資料：農林水産省調べ

近年、土地改良区は、集落機能の低下や農業従事者の高齢化、農産物価格の低迷による農家所得の減少等社会経済情勢の変化により、管理体制や財政基盤が脆弱化し、その役割や機能を十分に果たせなくなっているものもあります。

このため、24（2012）年3月に閣議決定された「土地改良長期計画」では、「土地改良区が本来の役割を適切に果たしていくためにも、統合等による組織基盤の強化、維持管理体制の再編整備、意思決定過程への女性の参画、役員等のマネジメント能力の向上等を通じて土地改良区の体制強化を図り、その機能や役割が効率的・効果的に発揮されることが重要である。」とされており、土地改良区の合併等により、土地改良区の組織運営基盤の強化を図ることが重要となっています。

各県は、組織運営基盤の強化を図るため「土地改良区統合整備基本計画」を策定し、土地改良区の統合整備を推進しています。

北陸農政局は、27（2015）年度から組織運営基盤や事業実施体制の強化に向けて、土地改良区自らが「土地改良区体制強化基本計画」を作成する取組を各県と連携して促進するとともに、引き続き、補助事業（水土総合強化推進事業）により土地改良区の統合整備を支援しているところです。